

# 条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	神奈川県漁港管理条例		
条 例 番 号	昭和 44 年神奈川県条例第 44 号	法 規 集	第 9 編第 6 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部水産課		
条 例 の 概 要	県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	<p>漁港漁場整備法では、漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持、保全及び運営その他の維持管理の責に任ずることとされている。（同法第 34 条第 1 項、第 2 項）</p> <p>また、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項において、普通地方公共団体は、法律等に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない。漁港は公の施設であることから、三崎漁港及び小田原漁港の漁港管理者である県は、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理に関し必要な事項を規定する漁港管理規程を条例で定める必要があり、必須の条例である。</p>	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>両港は、適正な維持管理により県内漁業の拠点として有効に機能している。</p> <p>また、大規模地震発生時の緊急物資受入港や漁村と都市との交流拠点としての役割も担っている。</p>	<p>漁港施設使用料</p> <p>20 年度 173,915,288 円</p> <p>19 年度 175,434,009 円</p> <p>18 年度 174,259,475 円</p> <p>17 年度 189,559,750 円</p>
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>施設及び設備の維持管理に相当の知識及び経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。</p>	<p>平成 18 年度から平成 22 年度まで、三崎漁港のゲストバース等は、(株)三浦海業公社、同漁港の宮川フィッシャリーナ等は、みうら漁協が指定管理者として管理運営を行っている。</p>
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	<p>適正な漁港の維持管理は、「神奈川県構想」に基づき運営しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用方針」の考え方に合致したものである。</p>	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	<p>漁港漁場整備法及び地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。</p>	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
改正・廃止の必要はない。	<p>現行条例に運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。</p>	<p>別表に定める占用料等の額については、地価の変動及び準拠条例の改正等を踏まえ、適宜見直しを検討する。</p>	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)